

ハード事業

○持続可能な観光推進モデル事業

令和6年度予算額：
100百万円

概要

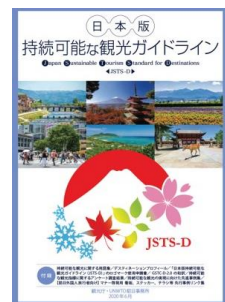
持続可能な観光に世界的な関心も高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも持続可能な観光推進は喫緊の課題。

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する。

対象者

地方公共団体、DMO等

※①調査事業(モデル実証)については、JSTS-Dのロゴ使用承諾を受けている、又は使用承諾に準ずると認められる地方公共団体・DMO等が対象。



日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）

対象事業

①調査事業(モデル実証)

地方公共団体等が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行う。

観光GX・混雑防止



マイカー規制・新たな交通モードの導入

地域資源(文化・伝統等)の活用



伝統的な町並みの保全のための歴史的資源の活用・収益化

②補助事業(計画策定支援)

地域における持続可能な観光計画の策定を支援する。

(主な要件)

・JSTS-Dを活用した観光計画であること（観光庁が提供するJSTS-D研修を受講すること）

支援内容

①調査事業(モデル実証)

国費による調査事業であり、補助事業・交付金事業ではないことに留意。

②補助事業(計画策定支援)

直接補助事業（補助率1/2、上限250万円）

【連絡先】 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL: 03-5253-8972

○地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業

令和6年度予算額：
約1,986百万円の内数

概要

世界的に持続可能な観光への関心が高まる中、我が国の地域に根付く自然・文化・歴史・産業等を活用し、サステナブルへの関心が高い層へ訴求する「観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり」を行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図る取組を支援する。

事業イメージ

地域の経済・社会・環境の
持続可能性の向上のサイクルを加速化

- ・地域経済や保全への還元
- ・人的交流・地域のファンの増加

好循環の仕組みづくり

- ・地域資源の保全
- ・地域の魅力を伝えるガイドの確保
- ・地域経済への貢献
- ・シビックプライドの醸成

旅行者

受入地域

- ・本物の体験・滞在を実感できる魅力的なコンテンツの提供



専門ガイドの高度化



受入拠点の改修

対象者

地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等

対象事業

【調査事業】（サステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業）

- ・質の高い専門ガイドの確保・育成等による総合的なサービス水準の向上（商品魅力向上・品質管理・安全対策強化等）、地域が一体となった自走可能なビジネスモデルづくり等

【補助事業】（サステナブルな観光コンテンツの造成に必要な受入環境整備）

- ・「観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり」を進めるための、サステナブルな観光コンテンツの造成に必要な既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入等

支援内容

【調査事業】

- ・定額、上限額2,000万円/件
- ・**国費による調査事業であり、補助事業・交付金事業では無いことに留意**

【補助事業】

- ・補助率1/2、上限額500万円/件
(※金額の下限は特にありません)

昨年度からの変更のポイント

※ R 4 年度補正予算「持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出」からの変更ポイント
観光利用を地域資源の保全に還元する高付加価値な体験等のコンテンツ造成・提供を行い、訪日外国人旅行者を含めた観光客の消費額増加や体験価値・満足度向上を図るものを支援。とりわけ質の高い専門ガイドの確保・育成等による総合的なサービス水準の向上を図るものを支援。

支援手続スケジュール（予定）

【調査事業】

- 令和6年3月8日 公募開始
- 〃 6月 採択案件公表（予定）
- 〃 6月～令和7年1月 事業実施（予定）

【補助事業】

- 令和6年5月末 公募開始
- 〃 9月 交付決定通知（予定）
- 〃 9月～令和7年2月 事業実施（予定）

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL 03-5253-8924（直通）

○地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業

令和6年度予算額：
2百万円の内数

概要

訪日外国人旅行者の急速な回復の中で、外国人旅行者から需要が高い食について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンド誘客を高めるとともに、地方誘客を促進するため、地産地消等、持続可能なコンテンツ造成を行う。

事業イメージ

ユニークベニュー型（富裕層向け）
神奈川県三浦市

相模湾越しの富士山を臨む景観や豊かな食を含む文化を活用し、国内外の富裕層をターゲットとした新たな食文化を具現化。国家戦略特区を活用し国際的な経済活動拠点形成を目指す。

高付加価値化型
長野県木曾郡南木曾町（Zen Resorts）

妻籠宿を舞台に宿場町や伝統工芸、中央アルプスのジビエ等を楽しむコンテンツを提供。伝統的な食文化や食材を表現する“スローフード”はここでしか味わえない特別な体験となる。

対象者

- ・ 地方公共団体
- ・ 観光地域づくり法人（DMO）
- ・ 民間事業者等

対象事業

ユニークベニュー活用のための環境・施設整備やコンテンツ造成、販売経路の形成等を補助する。

- ①施設整備②コンテンツ造成③販路形成 等

支援内容

- ・補助率 : 1/2
- ・補助上限額 : 5,000万円/件

支援手続スケジュール（予定）

令和6年5月頃～6月頃	: 地域公募（予定）
〃 8月頃	: 交付決定通知（予定）
〃 8月頃～令和7年3月	: 実証事業実施（予定）

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL 03-5253-8924（直通）

○国立公園等多言語解説等整備事業

令和6年度予算額：
5,099百万円の内数

概要

国立公園、国定公園等の案内板や展示物における多言語解説の媒体整備を支援するもの。

事業イメージ



国立公園等多言語解説等整備事業

【背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、他の言語への対応は十分ではなく、また、国民公園、国定公園等においては多言語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高め、施設・エリアの満足度の向上を図るには、国立公園、国定公園、国民公園等の自然体験拠点を中心としたエリア一帯で取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化までを行い、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

【効果】

各国立公園等にて魅力的な多言語解説が整備されることによる、訪日外国人の国立公園、国定公園等での体験滞在の満足度の向上、滞在の長時間化、ひいては消費額の増大に資する。

【事業実施スキーム】

- <直轄> 環境省 → 民間事業者
- <補助> 環境省 → 中間執行団体
- 地方公共団体、DMO、観光協会、民間事業者等
- 補助率：2 / 3

（令和6年度見直し内容）

- ・国立公園等に対するHow To多言語解説整備のとりまとめ
- ・国立公園等の多言語解説最適化モデル事業の実施
- ・複数年計画を実施する場合の実施設計支援
- ・世界自然遺産及び国民公園の多言語解説整備
- ・国立公園指定に伴う多言語解説動画・展示等の作成
- ・同時音声翻訳技術の国立公園への早期展開

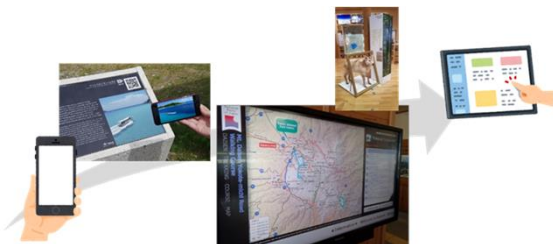


Photo by Forward Stroke inc.

対象者

地方公共団体、観光協会・DMO等の団体、民間事業者等

対象事業

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

(想定される媒体)

- ・多言語解説文(国立公園以外が対象)
- ・案内板・解説板
- ・標識(解説板と一体的に整備するもの)
- ・ビジターセンター等の展示
- ・デジタルサイネージ(コンテンツ制作を含む)
- ・タブレット端末(コンテンツ制作を含む)
- ・WEBサイト(2次元コード等との連動を含む)
- ・パンフレット等(2次元コード等との連動を含む)

※国立公園、国定公園等に関連する内容を含み、公園への誘客を促すものであれば、公園区域外の駅・バスターミナル・道の駅等の拠点等で実施する事業も補助対象

支援内容

交付対象経費の2/3を助成(予定)

昨年度からの変更のポイント

- ・複数年計画を実施する場合の実設計画支援
- ・世界遺産及び国民公園の対象の追加

支援手続スケジュール(予定)

令和6年4月以降に公募開始予定。

【連絡先】 環境省自然環境局国立公園課
TEL : 03-5521-8279

○国立公園核心地利用施設上質化事業

令和6年度予算額：
25百万円

概要

国立公園の優れた自然景観を眺望する利用施設の滞在環境の上質化を図るための再整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

事業イメージ

園地休憩舎にみる上質な空間の創出



国立公園の核心地の眺望スペースや、地域の物産品の販売・飲食等の機能を本事業で整備した事例。



対象者

都道府県又は市町村

対象事業

国立公園の優れた自然景観（特別保護地区※1、第1種特別地域※2、海域公園地区※3）を眺望できる、普通地域※4を除く国立公園内の展望地に位置する利用施設のインバウンド受入れ環境整備（多言語サインに加え、必要に応じWi-Fi、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等）を前提とした外装、内装、設備等の改修に関するもの。

- ※1 特別保護地区：自然公園法第二十一条により指定された、公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域
- ※2 第1種特別地域：自然公園法第二十条により指定された、特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
- ※3 海域公園地区：自然公園法第二十二条により指定された、優れた海域景観を有し、その景観の維持及び適正な利用を図る事が必要な海域
- ※4 普通地域：自然公園法第三十三条により規定された、国立公園区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域であって、一定の行為をする場合には環境大臣等に対する届出をしなければならない地域

支援内容

補助率：1／2

昨年度からの変更のポイント

支援手続スケジュール（予定）

（第1次募集）

令和6年4～5月：令和6年度事業計画募集予定

令和6年6～7月：交付予定

※第2次募集は未定

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL：03-5521-8281

○国立公園利用促進事業

令和6年度予算額：
24百万円

概要

国立公園の利用の促進を図るためのデジタル展示の整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。

事業イメージ

訪日外国人観光客が、国立公園の魅力を把握することで、国立公園の本質的価値そのものをより楽しめるよう、ビジターセンター、世界遺産センターなどの利用拠点施設において、最新デジタル展示を導入し、解説の充実化を図る。

具体的な事業は以下のとおり。

- ・利用拠点施設におけるデジタル展示の導入展示整備



最新デジタル映像・音声・照明により、展示空間内で時間(朝・昼・夕・夜)と天気(雨・晴)が刻々と切り替わり、生き物たちの変化を演出



生き物探し、観察解説什器



対象者

都道府県又は市町村

対象事業

国立公園の利用促進に関する以下の事業

- ① ビジターセンターにおける国立公園に関する自然解説を目的とするデジタル展示。
- ② ツアー案内や予約機能等、施設運営において、インバウンドへのサービス向上を施設全体で図る計画となっているもの。
- ③ ①かつ②に関するコンテンツ又はシステム製作、及びコンテンツ又はシステムを導入するための設備の整備に関するもの。

支援内容

補助率：1 / 2

昨年度からの変更のポイント

ツアー案内や予約機能等、施設運営において、インバウンドへのサービス向上を施設全体で図る計画があるものを対象

支援手続スケジュール（予定）

（第1次募集）

令和6年4～5月：令和6年度事業計画募集予定

令和6年6～7月：交付予定

※第2次募集は未定

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL：03-5521-8281

○国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

令和6年度予算額：
5,099百万円の内数

概要

国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助。

事業イメージ

地方公共団体・民間事業者等に対する補助事業（補助率：1/2（一部2/3））

【事業内容】

I 利用拠点計画策定		<継続>
地元自治体（都道府県、市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定		
II 事業	① 廃屋の撤去 民間事業者の導入を前提とした撤去	④ 既存施設の観光資源化 利用が停止又は利用機会が減少した施設のインバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換または強化のための内装及び設備（文化資源活用または体験・学習ツアーと連携して実施）
	② インバウンド機能向上 Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化	
	③ まちなみの改善 地域文化が体感できるまちなみ改善	⑤ 引き算の景観改善 利用拠点の景観改善のための無電柱化、通景伐採及び駐車場舗装面の緑地化。
III 自然景観地の核心地の上質化事業 公園内の核心地に位置する展望所・休憩所などの利用施設の改修		

対象者

- ・地方公共団体（都道府県、市町村）
（※対象事業のうちの I II）
- ・民間企業
- ・社団法人、財団法人、特定非営利活動法人
- ・観光協会・広域観光推進機構、その他協議会等
（※対象事業のうちの II IIIに限る）

対象事業

- I 国立公園利用拠点計画策定支援
地元自治体（都道府県、市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定する利用拠点計画の策定支援
- II 国立公園利用拠点上質化整備
1. 廃屋撤去事業
 - ・撤去後の跡地が地域活性化のための利用に供される廃屋の撤去
 2. インバウンド対応機能強化
 - ・多言語サイン・標識の整備
 - ・公衆無線LAN環境整備
 - ・トイレ洋式化
 3. 文化的まちなみ改善
利用拠点における文化的資産への国立公園利用者の誘導、文化的資産との連携の効果を発揮する外構修景、建築外観修景、建築設備等修景等を行うもの
 4. 既存施設観光資源化促進
既存の国立公園利用サービス施設に対し、インバウンド受け入れを前提とした施設の機能転換または機能強化のための内装整備及び設備整備を行う事業
 5. 無電柱化など引き算の景観改善
無電柱化や通景伐採、駐車場アスファルト舗装面の緑地化による「引き算」の取組により、国立公園利用拠点の景観を良好なものに改善する事業
- III 自然景観地の核心地の上質化事業
山小屋の多言語対応、トイレの洋式化、客室の個室化等改修事業

支援内容

事業費の1/2を上限に助成（対象事業のうち改正自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の策定支援については2/3を上限に助成）

対象エリアは以下のとおり。

自然公園法第36条に基づき指定された集団施設地区内、又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において国立公園利用者サービスを提供する施設が集積している地域

支援手続スケジュール（予定）

令和6年4月頃以降に補助対象案件の公募を開始予定

備考

【連絡先】 環境省自然環境局国立公園課
TEL : 03-5521-8278

○地域における受入環境整備促進事業

令和6年度予算額：
1,374百万円

概要

全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援する。

事業イメージ

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

■ 地域資源の保全・活用やオーバーツーリズムの未然防止に向けた受入環境整備を支援

- ・自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備
- ・バイオトイレ等の整備
- ・マナー啓発のためのコンテンツ制作、設備整備
- ・パーク&ライド促進のための駐車場の整備



パーク&ライド促進のための駐車場の整備

等

■ 持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援

- ・混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備
- ・入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備

等

■ 交通サービスの受入環境整備を支援

- ・段差解消（エレベーター）
- ・UDタクシー
- ・携帯型翻訳機

等



(2) インバウンド安全・安心対策推進事業

■ 避難所機能の強化等を支援



■ 医療機関の訪日外国人患者受入機能強化を支援



- ・多言語翻訳機器の整備
- ・キャッシュレス決済環境の整備

等

(3) 宿泊施設の受入環境整備

■ ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援



- ・客室・浴室のバリアフリー化

等

対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

- ・地域資源の保全・活用やオーバーツーリズムの未然防止に向けた受入環境整備を支援。
- ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援。
- ・公共交通機関等における段差解消（エレベーター）、UDタクシー、携帯型翻訳機等の整備を支援。

(2) インバウンド安全・安心対策推進事業

- ・観光施設等における避難所機能の強化等を支援。
- ・医療機関における訪日外国人患者受入機能強化を支援。

(3) 宿泊施設の受入環境整備

- ・宿泊施設における客室や浴室のストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援。

支援内容（補助率等）

- (1) 1/2、1/3等
- (2) 1/2（一部上限500万円のものあり）
- (3) 1/2（上限500万円）等

昨年度からの変更のポイント

支援手続スケジュール（予定）

- (1) 交通関係については、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。
- (2) 未定
- (3) 未定

【連絡先】 (1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室、国土交通省 総合政策局 地域交通課
(2) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室
(3) 国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL : 03-5253-8111

○オーバーツーリズムの未然防止・抑制による
持続可能な観光推進事業

令和5年度補正予算
額：5,000百万円

概要

国内外の観光需要が急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻す中、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対処が必要。

観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組に対し総合的な支援を行う。

事業イメージ

【受入環境の整備・増強】



手ぶら観光



ゴミ対策



交通の対応力強化



【需要の分散・平準化】



混雑状況の可視化

【需要の適切な管理】



パークアンドライドの実施

【マナー違反行為の防止・抑制】 【地域住民と協働した観光振興】



看板・デジタルサイネージの設置



地域における協議

対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組に対する包括的な支援を実施。

①先駆モデル地域型

地方公共団体が中心となった、地域と連携した先駆モデルの創出

②一般型

地域の観光関係者が連携して実施するオーバーツーリズムの未然防止・抑制のための面的な取組

※取組の段階においては、地域における受入環境の整備・増強、需要の適切な管理、需要の分散・平準化、マナー違反行為の防止・抑制、地域住民と協働した観光振興の取組を対象とする。

支援内容

○事業形態：①②ともに間接補助事業

①先駆モデル地域型：補助上限 8,000万円（補助率2/3）

②一般型：補助上限 5,000万円（補助率1/2）

○補助対象：国→民間事業者（事務局）

→①先駆モデル地域型：地方公共団体

→②一般型：地方公共団体、DMO、民間事業者等

支援手続スケジュール（予定）

令和5年度中：一時公募・採択済み

令和6年5月頃：二次公募（予定）

令和6年7月頃：採択（予定）

【連絡先】国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL: 03-5253-8972

※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

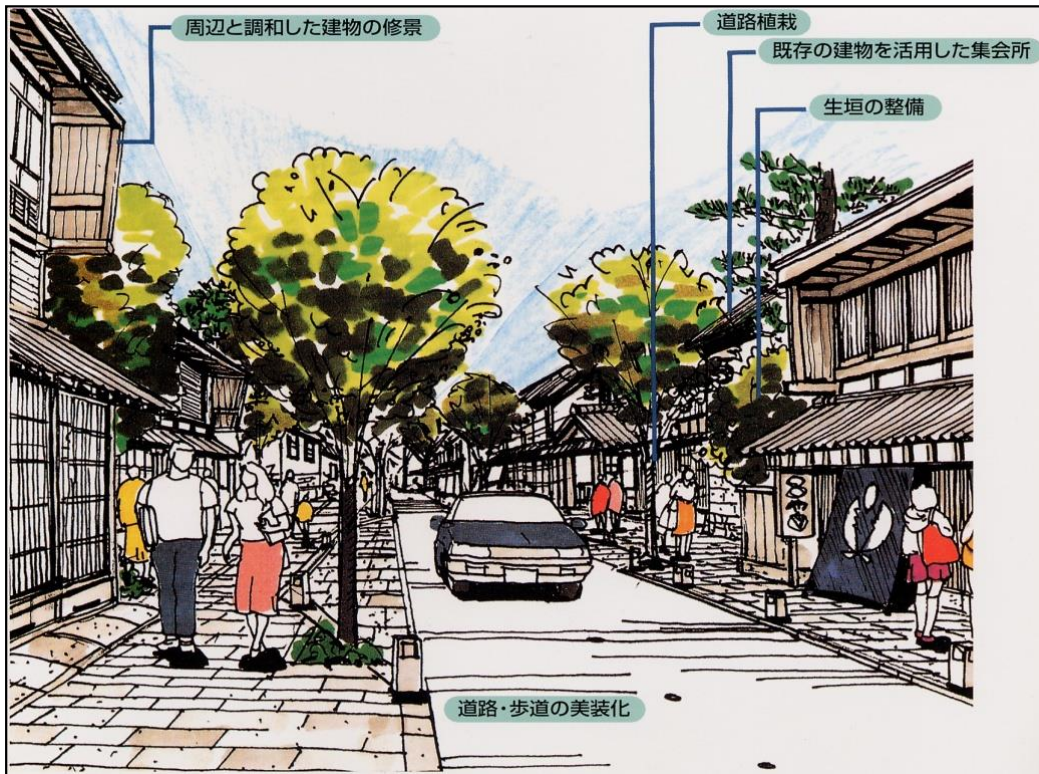
○街なみ環境整備事業

令和6年度当初予算額：社会資本整備総合交付金等の内数

概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

事業イメージ・対象事業・支援内容



協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景 (外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL03-5253-8517

○ ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

令和6年度予算額：990百万円

概要

消費額の拡大や地方誘客の促進を図りつつインバウンドを本格的に回復させ、高い経済効果を全国に波及させるため、全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。

事業イメージ

① インバウンド受入環境整備高度化事業

訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、受入環境整備の高度化を図る一体的な整備や観光施設等の受入環境整備を支援



【ストレスフリーな旅行環境の整備】 【賑わい環境の創出】

- 多言語化
- 無料公衆無線LAN
- キャッシュレス決済環境
- トイレ洋式化・高機能化
- 手ぶら観光カウンター

- ナイトタイムエコノミー
- 屋外広場

【ユニバーサル対応】

- 段差の解消
- 子連れ環境の整備
- 近距離移動支援モビリティ

【新たなニーズ・新技術の活用】

- ワークेशन環境
- ICTを活用したゴミ箱
- 多様な移動手段

【観光拠点の整備・改良】

- 観光案内所の整備
- EV急速充電器

等

② 観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援



③ 先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応したサイクリング環境の整備を支援

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信



多言語案内看板



サイクルラックの設置

④ 歴史的観光資源高質化支援事業

観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させる取り組みを支援

- 建築物・空地等の美装化・緑化、除却等



歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

① インバウンド受入環境整備高度事業

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、滞在時間の延長・消費の拡大を図るために、賑わい拠点となる屋外広場の整備、近距離移動支援モビリティの整備、点在する観光スポットへの周遊を促すための電動キックボード等の多様な移動手段の整備等を支援する。

② 観光地域振興無電柱化推進事業

電線管理者が実施する無電柱化を支援する。

③ 先進的なサイクリング環境整備事業

訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する受入環境整備、情報発信等を支援する。

④ 歴史的観光資源高質化支援事業

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を支援する。

支援内容（補助率等）

- ① 1/2、1/3
- ② 1/2
- ③ 1/2
- ④ 1/3

【連絡先】	① 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室	TEL : 03-5253-8972
	② 国土交通省 道路局 環境安全・防災課	TEL : 03-5253-8495
	③ 国土交通省 道路局 参事官	TEL : 03-5253-8497
	④ 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	TEL : 03-5253-8954

○官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
(官民連携基盤整備推進調査費)

令和6年度予算額：
331百万円

概要

観光振興等の地域活性化に資することを目的とし、地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討のうち、官側が実施する基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査費を補助するものです。

事業イメージ

事業フロー

■事業化検討段階の調査費補助

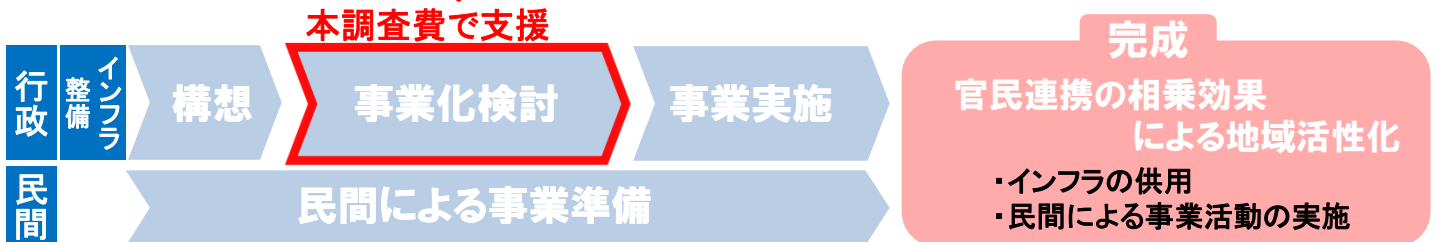
事業化に必要な調査

- ・基礎データ収集
- ・需要予測
- ・概略設計
- ・整備効果検討 等

PPP/PFI導入可能性検討

- ・PPP/PFI手法の選定
- ・官民の役割分担
- ・VFMの算定 等

※必要に応じて実施可能



事例

■広域観光拠点整備の検討
(道の駅の整備事例)



対象者

地方公共団体（都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む））

対象事業

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業（**道路、河川、海岸、港湾、都市公園、都市整備、空港等**の公共土木施設）の事業化に向けて必要な調査検討の経費

① 施設整備の内容に関する調査

（基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）

② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査

（PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFMの算定等）

支援内容

事業化検討段階の基盤整備の調査設計・・・補助率： 1 / 2 以内

昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更なし

支援手続スケジュール（予定）

年間3回の募集を予定しています（応募状況により、変更する場合があります）

① 国土交通省への応募書類の提出

（実施：第1回募集 1月27日～2月7日

予定：第2回募集 4月中旬頃

予定：第3回募集 6月中旬頃）

備考

ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

TEL： 03-5253-8111（内線29-916, 29-924） 03-5253-8360（直通）

Mail： hqt-chouseisitu@gxb.mlit.go.jp

○ 離島活性化交付金

令和5年度補正予算額：
250百万円

令和6年度予算額：
1,011百万円

概要

離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

事業イメージ

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を支援する枠組みとして、離島活性化交付金(既存)の支援対象事業を拡充の上、一層の離島振興を図る。

- ◆事業実施主体: 都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業: 以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率: 都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※ 流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ◆事業期間: 原則として3年以内
- ◆成果目標: あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○ 定住促進事業

- ・産業活性化事業
 - 雇用の創出のための戦略産品開発
 - 輸送費支援(戦略産品: 5品目)
 - 企業誘致・創業等促進(企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援等)
- ・定住誘引事業
 - U・J・Iターン希望者のための情報提供等
- ・流通効率化事業
 - コンテナ(冷凍・冷蔵含む)、荷役機械、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
 - ドローン、グリーンスローモビリティ等の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業 買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全安心向上事業

- 防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○ 交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
 - PR映像、パンフレットの制作等
 - イベントにおけるPR活動
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
 - 観光地域づくり推進主体立上げ、関係人口の創出に向けた中間支援組織の立ち上げ
 - 交流人口の拡大に必要なトイレ改修等
- ・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進
 - 離島留学(寄宿舎運営費等・寄宿舎整備費)、関係人口の創出に向けた交流イベント開催等

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

○「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、企業誘致のための仕組みづくり、デジタル技術等の新技術の導入による地域課題の解決、小規模離島等における生活環境の改善支援、防災計画策定など

○「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進など

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）

特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）

昨年度からの変更のポイント

産業活性化事業における企業誘致等促進事業の一環として、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援を支援対象とするなど、支援内容を拡充。

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

備考

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○ 離島広域活性化事業

令和6年度予算額：
社会資本整備総合交付金の内数

概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みである社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）の支援対象事業を拡充し、一層の離島振興を図る。

事業イメージ

離島広域活性化事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進、定住誘引、流通効率化及び定住基盤強化に係る施設等のハード事業を支援する枠組み。

- ◆事業実施主体: 都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業: 以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率: 都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
※ 流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1/2以内
※ 土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%(上限事業費541万円)
- ◆事業期間: 原則として3～5年以内

目的: 一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住促進住宅整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備
(既存施設の改修等及び新築) ○ 定住誘引施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築) ・交流施設の整備(既存施設の改修等) ※ ○ 流通効率化関連施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住基盤強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備 ・防災活動拠点の改修 ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等 ・緊急時物資等輸送施設の整備 ・災害応急対策施設の整備(施設整備を伴わない設備等を除く) ・感染症対策等の離隔施設への改修等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替 ※ 交流施設の整備のうち、渡船施設周辺の船客待合所・トイレ改修等は、本土側も対象 |
|--|--|

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

- 定住促進住宅整備事業
 - ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築）
- 定住誘引施設整備事業
 - ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築）
 - ・地域交流施設の整備（既存施設の改修及び新築）
（例：地域・観光交流センター、自然体験施設等）
- 流通効率化関連施設整備事業
 - ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備
- 定住基盤強化事業
 - ・避難施設の整備、防災活動拠点の改修、避難路、案内板等簡易な施設の整備等、緊急時物資等輸送施設の整備、災害応急対策施設の整備、感染症対策等の離隔施設への改修等、土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

- 都道府県、市町村、一部事務組合
 - 予算の範囲内で各事業の1/2以内
- 民間団体
 - 予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）
 - ※ 流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1/2以内
 - ※ 土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%（上限事業費541万円）

昨年度からの変更のポイント

定住誘引施設整備事業において、交流施設の整備等を支援対象として拡充。

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○地域再生制度

概要

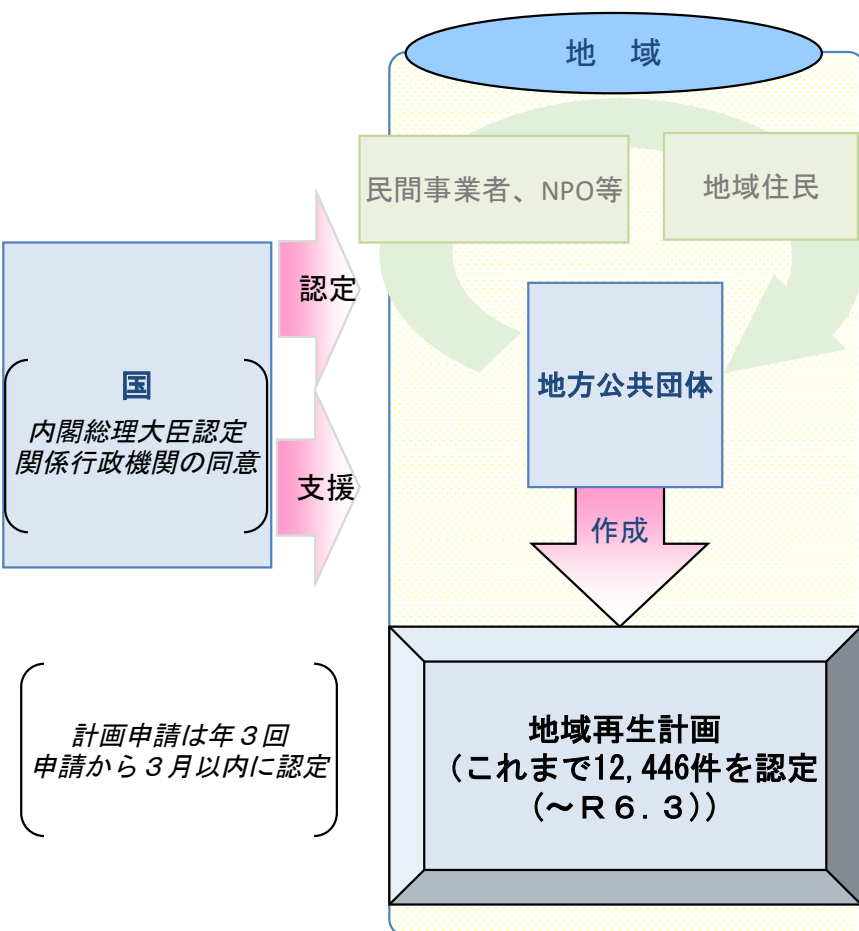
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ①デジタル田園都市国家構想交付金
(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ) (R4創設)
(注) 地方創生推進交付金 (H28創設)、地方創生拠点整備交付金 (H28創設)、地方創生整備推進交付金 (道・汚水処理施設・港) (H17創設、H28改正) 等を新たに位置付けたもの。
- ②企業版ふるさと納税
(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業) (H28創設)
- ③地域再生支援利子補給金 (H20創設)
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業) (H27創設、H30改正)
- ⑤地域再生エリアマネジメント負担金
(地域来訪者等利便増進活動計画) (H30創設)
- ⑥商店街活性化促進事業 (H30創設)
- ⑦「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例
(地域再生土地利用計画) (H27創設)
(小さな拠点税制) (H28創設、H30改正)
- ⑧生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)
- ⑨地域住宅団地再生事業 (R1創設)
- ⑩既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)
- ⑪民間資金等活用公共施設等整備事業
(民間資金等活用事業推進機構 (PF) 推進機構) の業務特例) (R1創設)
- ⑫補助対象施設の有効活用
(財産処分制限に係る承認手続の特例) (H17創設) 等

対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

- 地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）
 - 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策は、地域再生基本方針別表のとおり。

詳細はこちら

(https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kekka/220331/02_220513_kihonhoushin_beppyu.pdf)

【観光地域づくりに資する施策】

- デジタル田園都市国家構想交付金
(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ) (内閣府)
- 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税) (内閣府)
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度(内閣府)
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等(内閣府)
- 農山漁村振興交付金(農林水産省)
- 補助対象施設の有効活用 等

支援手続スケジュール(予定)

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL : 03-5510-2474

○デジタル田園都市国家構想交付金

令和5年度補正予算額：
73,500百万円の内数

令和6年度予算額：
100,000百万円の内数

概要

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

事業イメージ

デジタル田園都市国家構想交付金の概要

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。



地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。



地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

- 地方振興戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年額）
- 東京圏からのOIL/Tanへの促進及び地方の抱い手不足対策
- 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備

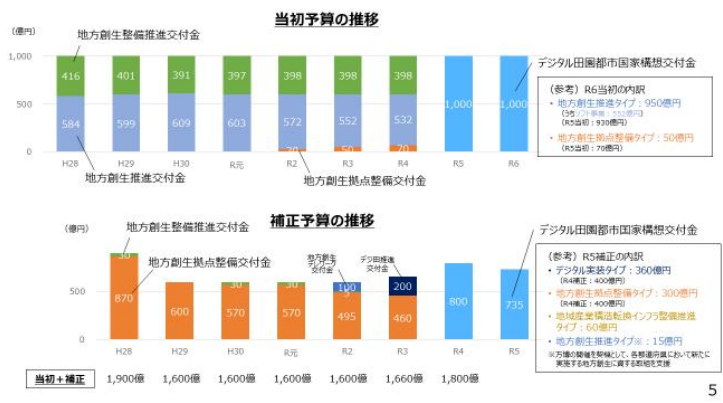
地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

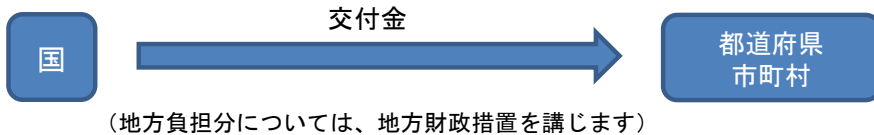


デジタル田園都市国家構想交付金の推移

R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。
R6当初：1,000億円/R5補正：735億円（R5当初：1,000億円/R4補正：800億円）。



対象者



昨年度からの変更のポイント

- デジタル実装タイプについて、「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組を支援するTYPESを創設。
- 地方創生推進タイプについて、補正予算分として、万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組を支援対象とし、横展開型の中に、別枠として補正予算分の制度を新設。

対象事業・支援内容（現行）

● デジタル実装タイプの概要

デジタル実装タイプ1/2/3等：制度概要



目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援		
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【TYPE2】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組 【TYPE3】（TYPE2の要件を満たす）デジタル社会変革による地域の暮らしの維持につながり、かつ総合評価が優れている取組 【TYPE5】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組		
共通要件	①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組み ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立		
詳細	＜TYPE別の内容＞		
	<p>デジタル行財政改革 先行挑戦型【TYPE 5】</p> <p>「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組</p> <p>事業費：5億円 補助率：3/4 → 併発型支援</p>	<p>＜対象事業（一例）＞</p> <p>【TYPE2/3】 複数分野データ連携の促進による公共サービスマートプレイ（本庁委託型）</p>	
	<p>デジタル社会変革型【TYPE 3】</p> <p>下記いずれかを満たし、総合評価が優れているもの・新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓・AIを高度活用した県公共サービスの創出</p> <p>国費：4億円 補助率：2/3</p>	<p>【TYPE1】 書かない窓口 地域アプリ 遠隔医療</p>	
	<p>データ連携基盤活用型【TYPE 2】</p> <p>データ連携基盤を活用した、複数のサービスの実装を伴う取組</p> <p>国費：2億円 補助率：1/2</p>	<p>優良モデル導入支援型【TYPE 1】</p> <p>優良モデル・サービスを活用した実装の取組</p> <p>国費：1億円 補助率：1/2</p>	
	〔注〕上記のほか、計画策定支援事業において、デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援し、地方創生テレワーク型において、サテライトオフィスの整備・利用促進等を支援。		

● 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要

地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要



地方創生推進タイプ	地方創生拠点整備タイプ																														
<p>観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。</p> <p>● 制度概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業類型</th> <th>対象</th> <th>上限額補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先駆型</td> <td>先駆性の高い最長5年間の事業</td> <td>国費：都道府県3.0億円 中核中核2.5億円 市区町村2.0億円 補助率：1/2</td> </tr> <tr> <td>横展開型</td> <td>先駆的・優良事例の横展開を回す最長3年間の事業</td> <td>国費：都道府県1.0億円 中核中核0.85億円 市区町村0.7億円 補助率：1/2</td> </tr> <tr> <td>【補正分】</td> <td>万博の開催を契機として実施する地方創生に資する事業</td> <td>国費：1.0億円 （申請主体は都道府県に限る） 補助率：1/2</td> </tr> <tr> <td>Society5.0型</td> <td>地方創生の観点から取り組み、先端技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業</td> <td>国費：3.0億円 補助率：1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村が、UITターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の1/2を支援。【地方創生移住支援事業】</p> <p>省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備を支援。</p>	事業類型	対象	上限額補助率	先駆型	先駆性の高い最長5年間の事業	国費：都道府県3.0億円 中核中核2.5億円 市区町村2.0億円 補助率：1/2	横展開型	先駆的・優良事例の横展開を回す最長3年間の事業	国費：都道府県1.0億円 中核中核0.85億円 市区町村0.7億円 補助率：1/2	【補正分】	万博の開催を契機として実施する地方創生に資する事業	国費：1.0億円 （申請主体は都道府県に限る） 補助率：1/2	Society5.0型	地方創生の観点から取り組み、先端技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2	<p>観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。</p> <p>● 制度概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業類型</th> <th>対象</th> <th>上限額補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算分</td> <td>原則3年間の事業</td> <td>国費：都道府県15億円 中核中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2</td> </tr> <tr> <td>補正予算分</td> <td>単年度の事業</td> <td>国費：都道府県15億円 中核中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜民間事業者の施設整備に対する間接補助＞ R4補正から導入 民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合、国が当該補助経費の1/2※を交付することを可能とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>民間事業者</td> <td>施設等整備費用</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>全部又は一部を補助</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>1/2を補助</td> </tr> </table> <p>※国負担は事業費の1/3（かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上乗</p>	事業類型	対象	上限額補助率	当初予算分	原則3年間の事業	国費：都道府県15億円 中核中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2	補正予算分	単年度の事業	国費：都道府県15億円 中核中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2	民間事業者	施設等整備費用	地方公共団体	全部又は一部を補助	国	1/2を補助
事業類型	対象	上限額補助率																													
先駆型	先駆性の高い最長5年間の事業	国費：都道府県3.0億円 中核中核2.5億円 市区町村2.0億円 補助率：1/2																													
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を回す最長3年間の事業	国費：都道府県1.0億円 中核中核0.85億円 市区町村0.7億円 補助率：1/2																													
【補正分】	万博の開催を契機として実施する地方創生に資する事業	国費：1.0億円 （申請主体は都道府県に限る） 補助率：1/2																													
Society5.0型	地方創生の観点から取り組み、先端技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2																													
事業類型	対象	上限額補助率																													
当初予算分	原則3年間の事業	国費：都道府県15億円 中核中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2																													
補正予算分	単年度の事業	国費：都道府県15億円 中核中核都市10億円 市区町村5億円 補助率：1/2																													
民間事業者	施設等整備費用																														
地方公共団体	全部又は一部を補助																														
国	1/2を補助																														

支援手続スケジュール（R6年度参考）

- 2023年12月12日 R5補正予算分の募集開始
- 2023年12月25日 R6当初予算分の募集開始
- 2024年3月13日 地方創生拠点整備タイプ（R5補正予算分）の採択結果を公表
- 2024年3月29日 デジタル実装タイプ、地方創生推進タイプ（R5補正予算分及びR6当初予算分）、地方創生拠点整備タイプ（R6当初予算分）の採択結果を公表

【連絡先】

- 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ
内閣府 地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1416
- デジタル実装タイプ
内閣府 地方創生推進室 TEL:03-6257-3889

○中心市街地活性化制度

令和6年度予算額：
25百万円

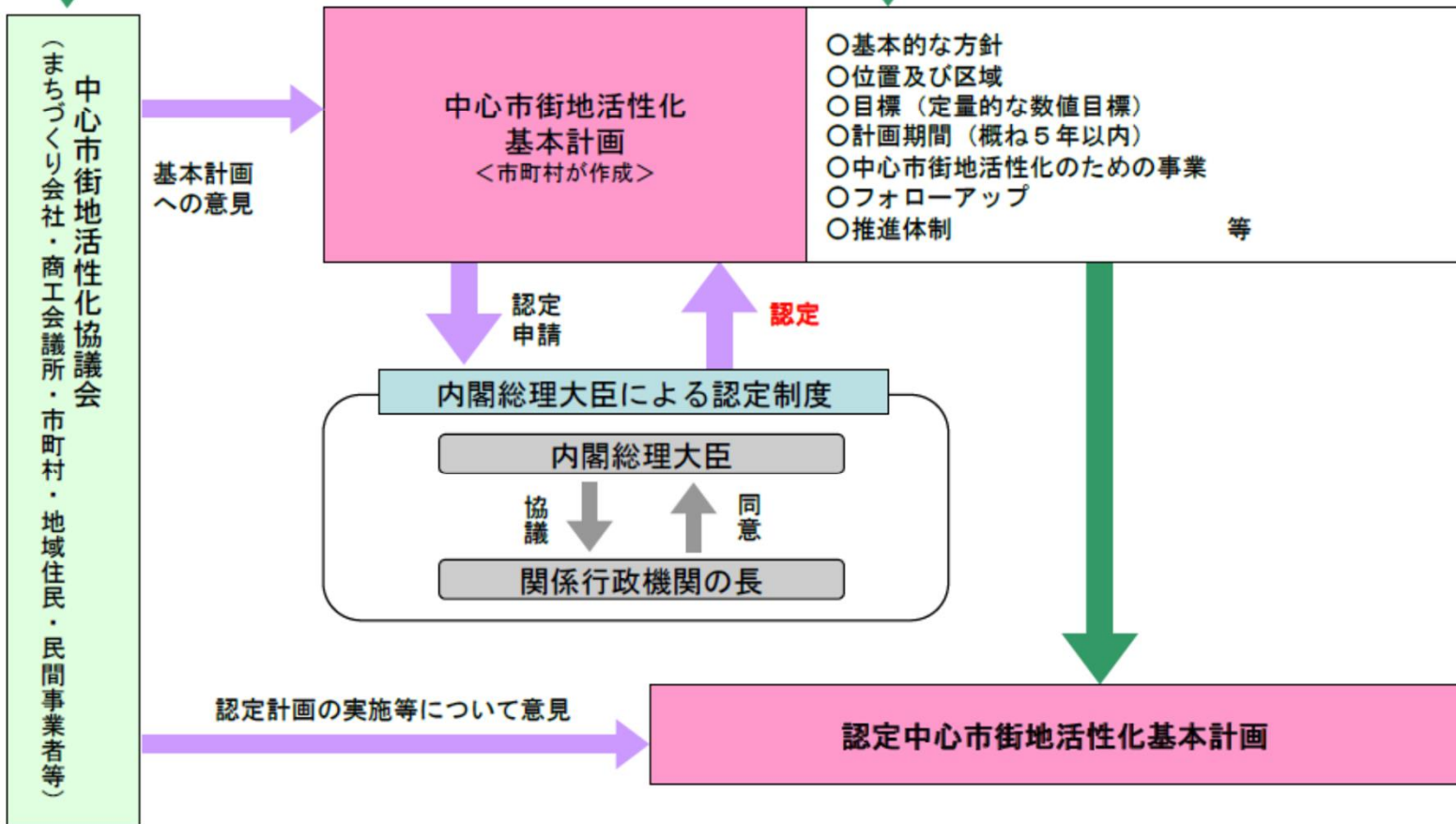
概要

- 【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ

基本方針
 中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が案を作成→閣議決定

地域ぐるみの取組



対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体
 （地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等）

対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

基本計画の認定と連携した支援措置

- デジタル田園都市国家構想交付金の申請上限数の緩和（内閣府）
- 中心市街地共同住宅供給事業（国土交通省）
- 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）
- 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））（経済産業省）
- 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）・・・等

支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前々年度まで 内閣府への事前相談が望ましい
- 認定を目指す前年度まで
 - ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
 - ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置
- 認定を目指す年度
 - 4月 : 計画概要の提出
 - 5月～6月 : 事務局によるヒアリング
 - 7月～11月 : 計画内容の調整、現地視察、国の支援措置について地方支分部局と最終調整
 - 11月中 : 計画案の完成
 - 12月～1月 : 各省調整、申請、各省協議
 - 3月末 : 認定

※認定は年度末を基本とするが、市町村の個別事情に応じた調整も可能

備考

- 地方創生ホームページ
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当
TEL：03-5510-2209

○地域公共交通確保維持改善事業

令和5年度補正予算額：
27,900百万円

令和6年度予算額：
20,805百万円

概要

地域の多様な関係者が連携・協働し、地域公共交通を再構築する「リ・デザイン」に向けた取組を支援し、持続可能な公共交通サービスの構築を推進する。
* デジタル田園都市国家構想実現会議の下に設置される「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」を通じて関係省庁と連携。

事業イメージ

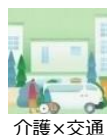
多様な関係者の共創やDX・GXによる持続可能な地域公共交通の実現

共創・MaaS実証プロジェクト

- ・官民、交通事業者間、他分野の共創による交通プロジェクト
- ・MaaSの広域化や交通データの利活用の推進
- ・地域モビリティ人材（まちづくりはじめ他分野との連携、DX等）の育成支援



医療×交通



介護×交通



エネルギー×交通



住宅×交通



教育×交通



農業×交通

DX・GXによる公共交通の基盤強化

- ・新たな決済手段や新しいモビリティの導入、交通情報データ化等

自動運転実証調査

- ・自動運転による公共交通の社会実装に向けた実証事業

地域公共交通の維持確保・体質改善等

○地域公共交通の維持確保・体質改善

- ・地域公共交通計画に基づく運行費等の支援強化
- ・エリア一括協定への長期安定的な支援 等
- ・バス・タクシー運転者の安全・安心な職場環境構築の支援等、人材確保対策の強化
- ・離島航路・航空路の運航への支援



○ローカル鉄道の再構築方針策定等の後押し

○快適で安全な公共交通の実現

- ・公共交通におけるバリアフリー整備の推進等

対象者

交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、地域における協議会又は地方公共団体

対象事業

- ① 地域公共交通確保維持事業
- ② 地域公共交通バリア解消促進等事業
- ③ 地域公共交通調査等事業

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業（地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等）について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し（地域公共交通協働トライアル推進事業）

支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業・・・1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業・・・事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業・・・1/2等

※国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実

支援手続スケジュール（予定）

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。（下記URL参照）

備考

参考URL：

（地域公共交通確保維持改善事業）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

（新モビリティサービスの推進）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000193.html

【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL03-5253-8396

○ローカル10,000プロジェクト
(地域経済循環創造事業交付金)

令和6年度予算額：
600百万円の内数

概要

産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する。

事業イメージ

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業（調査研究費等）

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

公費による交付額

国費

地方費

地域金融機関による融資等

・ 公費による交付額以上

自己
資金等

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費
2/3, 3/4

重点支援（高上げ）

- ・ 「デジタル技術」 国費9/10
- ・ 「ローカル脱炭素」 国費3/4

(例) 廃校を活用したグランピング施設整備事業



これまでの実績
(478事業、382億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績（見込み含む）)

公費交付額 134億円、融資額 191億円、自己資金等 56億円

※端数処理の都合上合計は一致しない。(R5年度末時点)

対象者

地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、助成を行う地方公共団体に交付金を交付

対象事業

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果を創出する事業であり

- ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること
- ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること
- ・地域金融機関から受ける融資額が公費による交付額(国費+地方費)と同額以上であること

支援内容（補助率等）

○公費による交付額の上限

→ 原則2,500万円

融資額又は出資額が公費による交付額の

- ・ 1.5倍以上2倍未満の場合：3,500万円
- ・ 2倍以上の場合：5,000万円

○補助率

→ 原則、公費による交付額の1/2

条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は2/3

特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は3/4

重点支援

以下の事業などに該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

○生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費9/10】

○脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

昨年度からの変更のポイント

○奄美群島振興開発基金による融資を受ける事業等を対象に追加

支援手続スケジュール（予定）

実施計画書提出を随時受付、毎月10日提出〆切、翌月下旬交付決定

【連絡先】

総務省 地域力創造グループ 地域政策課 TEL: 03-5253-5523

○かわまちづくり支援制度

令和5年度補正予算額：
都市水環境整備11,818百万円の内数
社会資本整備総合交付金54,166百万円の内数

令和6年度予算額：
都市水環境整備24,874百万円の内数
社会資本整備総合交付金506,453百万円の内数

概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

事業イメージ

（水辺整備の例）

- ・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

【実施事例】



関上地区かわまちづくり（名取川/名取市）

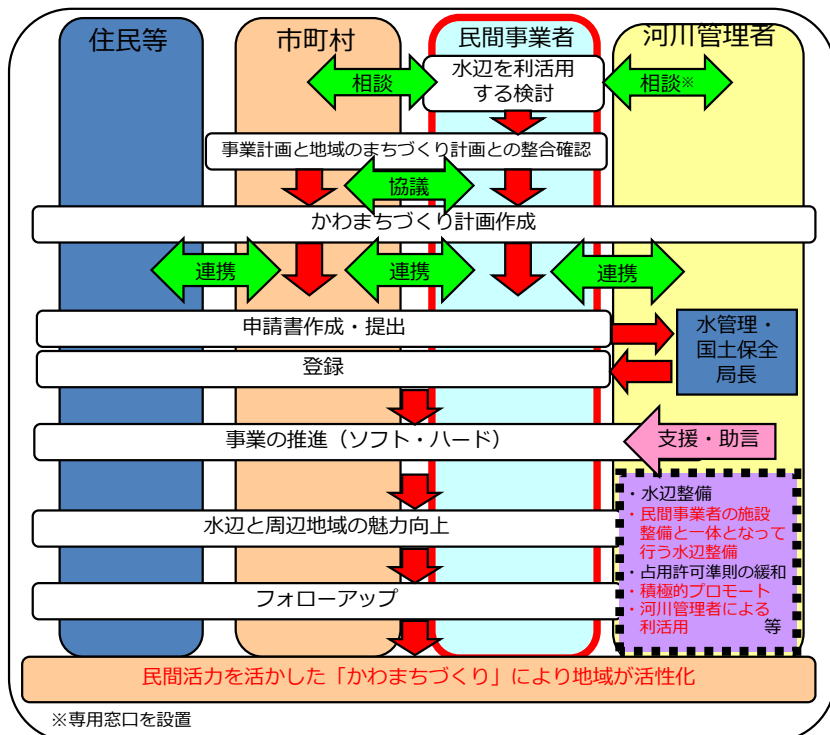


※完成イメージ

中津川市かわまちづくり（千旦林川/中津川市）

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



対象者

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体（推進主体）
市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会、民間事業者

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

令和6年度予算額：180百万円
※令和5年度補正予算も活用

概要

人手不足の解消に向け、採用活動支援等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施する。

事業イメージ

対象事業

①人材確保支援

宿泊業の魅力発信イベントの実施等、事業者の採用活動を全面的に支援

②人材活用の高度化に向けた設備投資支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資を補助

③外国語人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

④経営の高度化

「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの開発・提供等、経営の高度化に向けた支援



スマートチェックイン・アウト



配膳ロボット



特定技能外国人材
(宿泊業)

対象者

支援内容

○事業形態：①③④直轄事業 ②間接補助事業（補助上限500万円、補助率1/2）

○請負先・補助対象：①③④民間事業者 ②国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者

【連絡先】国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL03-5253-8367

- 自然環境整備交付金事業
- 環境保全施設整備交付金事業

令和6年度予算額：
2,061百万円

概要

国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的としている交付金事業。

事業イメージ

自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金

背景・目的	事業概要
<p>政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ○国立公園整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における利用施設の国際化対応や老朽化対策のための公園事業施設の整備 ○国定公園等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国定公園における公園事業施設及び生態系維持回復事業に係る施設の整備 ・長距離自然歩道（国立・国定公園区域と重複する区間を除く）の歩道、標識等の整備 ・国指定鳥獣保護区（既着手事業の区域に限る）の自然再生施設の整備及び調査等 ●環境保全施設整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備
事業スキーム	事業目的・概要等
<pre> graph LR MS[環境省] -- 交付 --> PA[A県] MS -- 交付 --> PB[B県] PA -- 一般競争入札等 --> PAProj[A県事業] PA -- 一般競争入札等 --> CProj[C市事業] PAProj --> ME[民間企業等] CProj --> ME </pre>	<p>●期待される効果</p> <p>地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与する。</p>
<p>※負担割合：国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業 総事業費の2分の1 国定公園等整備事業 総事業費の100分の45</p>	

イメージ

国立公園整備事業	国定公園等整備事業	長寿命化対策整備事業
<p>(公衆トイレの洋式化)</p> <p>(標識等の多言語表記)</p> <p>(老朽化した落下防止柵の再整備)</p>	<p>(植生保護のためのシカ柵の整備)</p> <p>(公衆トイレの整備)</p> <p>(長距離自然歩道の整備)</p>	<p>(ビジターセンターの長寿命化対策)</p> <p>(展望台の長寿命化対策)</p>

対象者

自然環境整備交付金又は環境保全施設整備交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村

対象事業

(1) 国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等

※国立公園整備については、動物繁殖施設は対象外。

(2) 国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等)

平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業

(3) 国立公園施設の長寿命化対策整備

インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

支援内容

(1) 自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限

(2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

○ 交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能

○ 都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能

○ 年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)

これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

支援手続スケジュール(予定)

都道府県知事より自然環境整備計画、環境保全施設整備計画を環境大臣へ提出

→ 都道府県知事より交付申請

→ 環境大臣が交付決定

→ 都道府県が事業実施

→ 都道府県知事より実績報告

→ 環境大臣が交付額の確定

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL : 03-5521-8281

○歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

令和6年度予算額：
1,986百万円の内数

概要

歴史的資源を活用した観光まちづくりの更なる推進のためには、強力なニーズを喚起し「目的となる宿泊施設」を地方に整備するとともに、「地域の賑わいを創る中心的な伝統的建造物」「歴史的な町並みの調和が保たれた美しい景観」の存在が必要不可欠。地域の高付加価値を推進するために、歴史的建造物の滞在環境整備や再建築等について支援。

事業イメージ

- (1) 歴史的資源を活用した滞在環境整備
城や寺社、古民家、モダン建築等を活用した宿泊棟整備
- (2) 歴史的建築物の改修・再建築等
歴史的資源の宿泊等環境整備、歴史的資源を活用した滞在拠点の高付加価値化、地域の賑わいを創る歴史的建造物の改修・再建築及び周辺環境の整備に対し、支援を行う。



歴史的建造物の高付加価値な飲食等での活用



保存・活用が進む歴史的街並み

対象者

- (1) (2) 地方公共団体、DMO、地域協議会、民間事業者等

対象事業

- (1) 歴史的資源を活用した観光まちづくり推進のための滞在環境整備
- (2) 歴史的資源を中核に地域資源を一体で活かす面的な取組や地域の賑わいを創る等歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境の整備

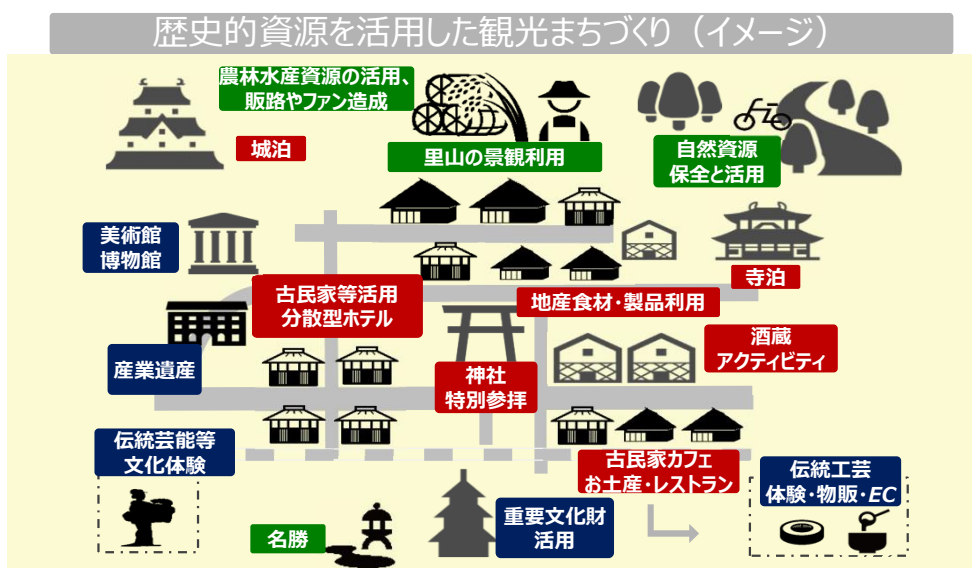
支援内容

(1) 歴史的資源を活用した観光まちづくり推進のための滞在環境整備
(上限2,000万円(1/2補助)×3件程度)

- 歴史的資源の内装整備及び耐震補強
- 多言語対応に関する経費
- ホームページ等ITを活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用

(2) 歴史的資源を中核に地域資源を一体で活かす面的な取組や地域の賑わいを創る等歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境の整備
(上限2億円(1/2補助)×5件程度)

- 歴史的資源を中核に地域資源を一体で活かす面的な取組や地域の賑わいを創る等歴史的建造物の大規模な改修、再建築等にかかる費用
- 歴史的建造物の周辺環境の整備等にかかる費用



支援手続スケジュール(予定)

令和6年4月中旬 公募締め切り
" 5月中旬 交付予定

【連絡先】 国土交通省 観光庁観光資源課 TEL:03-5253-8925

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

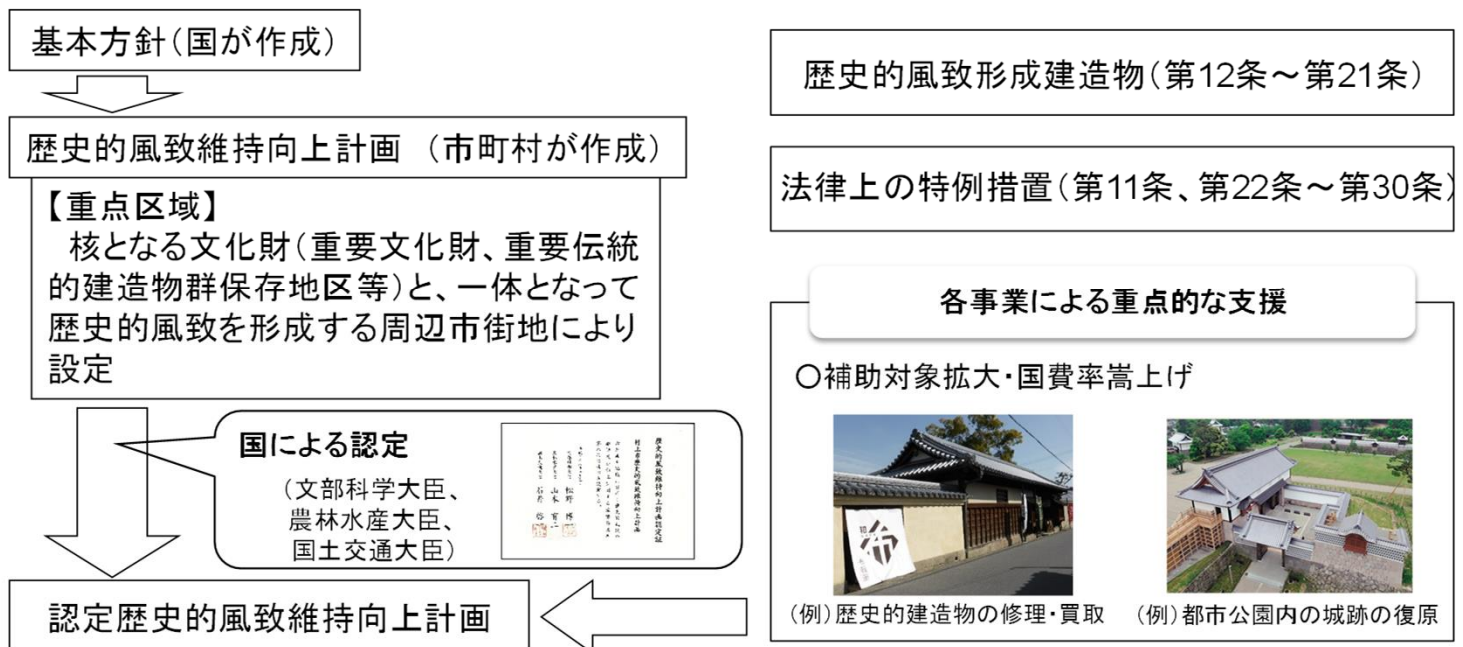
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



対象者

地方公共団体(市町村)

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間(概ね5年～10年程度)等

支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。

- 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%)
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の支援

支援手続スケジュール(予定)

- 随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付

【連絡先】

- ・文化庁文化資源活用課 TEL: 075-451-4111
URL:https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/
- ・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004
URL:https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/
- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954
URL:<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

○伝統的建造物群基盤強化

令和6年度予算額：
1,567百万円

概要

重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。

事業イメージ

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要な保護措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。



香取市佐原伝統的建造物群保存地区の修理事例

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進

公開活用

先端技術の活用



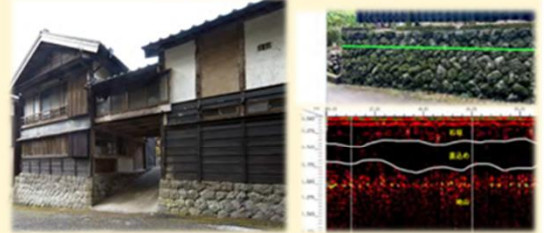
<宮城県 村田町村田>
修景事業を実施した建造物



<福島県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃



<栃木県 栃木市嘉右衛門町>
公開活用施設



<静岡県 焼津市花沢>
石垣耐震補強のためのレーダー探査

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

対象者

市町村

対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備
重要伝統的建造物群保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、公開活用に資する設備の整備、情報発信等を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。
- (3) 防災・耐震
重要伝統的建造物群保存地区の防災設備設置や耐震診断等。
- (4) 買上
重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。
- (5) 先端技術の活用
3次元計測等の先端技術の活用による防災環境の整備等。

支援内容

- 調査、修理・修景・公開活用、防災設備等、買上、先端技術の活用
・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

令和6年4月、6月、9月、11月
令和7年2月初頭
：交付予定

【連絡先】文化庁文化資源活用課

TEL：075-451-9653

○ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和6年度予算額：
11,334百万円

概要

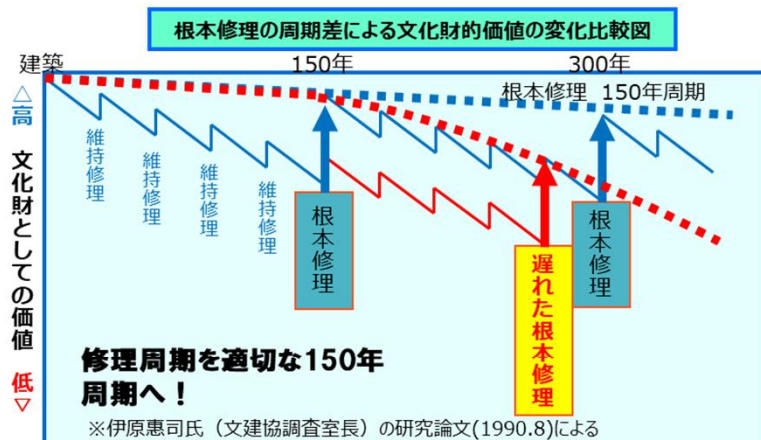
文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

事業イメージ

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。



先端技術活用



重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟
半解体修理の様子（秋田県）



ドローンを使用したSfM写真測量
による3Dモデリングデータ



3Dレーザースキャナ
による計測作業状況

文化財の公開活用



松城家住宅
バリアフリー整備
スロープの設置
（静岡県）
門司港駅（旧門司駅）本屋
展示解説整備（福岡県）

修理機会を捉えた情報発信



修理現場公開の様子
願興寺本堂（岐阜県）



パンフレット等
による解説

周辺環境整備



ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

対象者

文化財の所有者、管理団体など（詳細は要項を参照のこと）

対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信
修理時期を捉えた修理現場の公開等
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等
- (8) 環境保全等

支援内容

- 修理、情報発信、先端技術活用、公開活用、環境保全等
・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

令和6年4月、6月、9月、11月
令和7年2月初頭
：交付予定

備考

【連絡先】文化庁文化資源活用課 TEL：075-451-9653

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和6年度予算額
1,750百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

事業イメージ

①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援

②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。

※60箇所程度

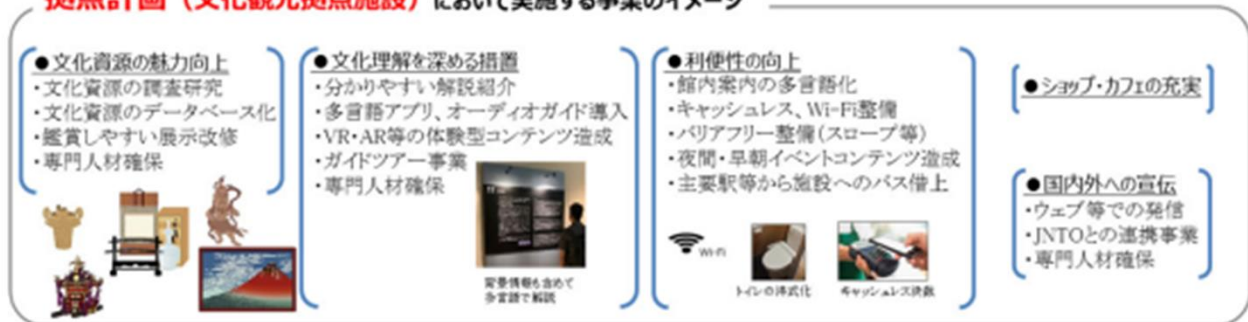
<1,600百万円>

③計画の推進等のための支援

専門家の派遣、好事例の収集・分析、取組事例の横展開のためのセミナー等を実施。（委託）

<125百万円>

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



対象者

- ①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

対象事業

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

支援内容

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
 - ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
- 補助率：補助対象経費の最大 2 / 3

支援手続スケジュール

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

令和6年2月上旬：交付要望受付

令和6年4月上旬：採択結果通知

※2次公募は未定

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)
TEL : 03-6734-4893

農山漁村振興交付金のうち

農山漁村発イノベーション対策

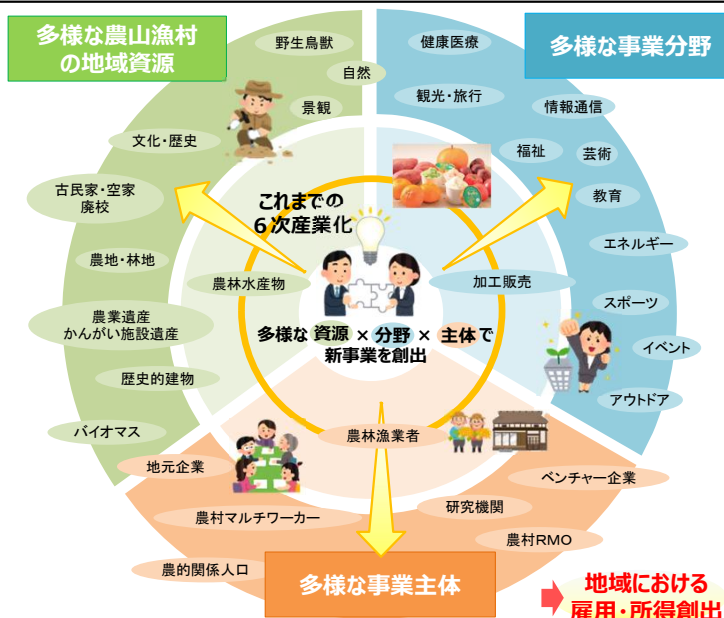
令和6年度予算額：
8,389百万円の内数

概要

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。

事業イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



1. 農山漁村発イノベーション推進事業

①地域活性化型



②農山漁村発イノベーション創出支援型



③農泊推進型

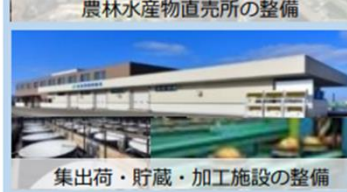


④農福連携型



2. 農山漁村発イノベーション整備事業

①定住促進・交流対策型産業支援型



②農泊推進型



③農福連携型



対象者

【ソフト支援】

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

- ①地域活性化型：地域協議会、民間団体等
- ②農山漁村発イノベーション創出支援型：都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等
- ③農泊推進型：地域協議会等
- ④農福連携型：都道府県、農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

【ハード支援】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- ②農泊推進型：市町村、地域協議会の中核法人等
- ③農福連携型：農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

対象事業

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

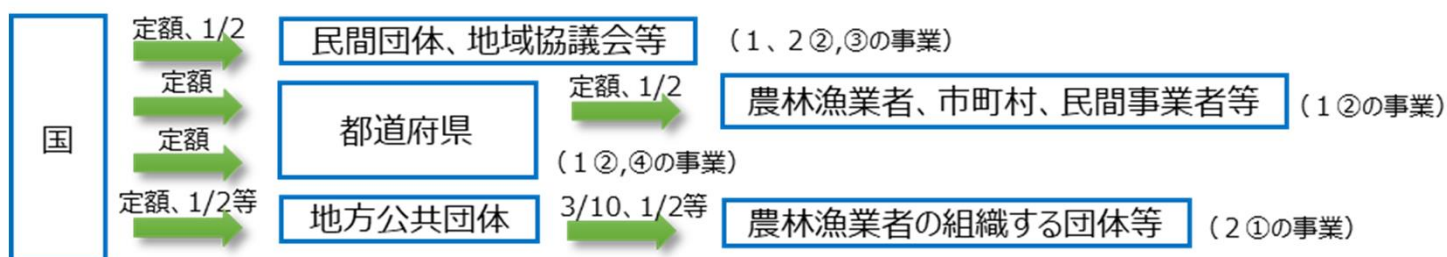
- ①地域活性化型
地域活性化に向けた**活動計画策定**、**関係人口創出**、**地域づくり人材育成**、**情報発信**等を支援。
- ②農山漁村発イノベーション創出支援型
地域資源を活用した**商品開発**、**デジタル技術の活用**に係る**専門人材の派遣・育成**等を支援。
- ③農泊推進型
農泊の実施体制の整備、**観光コンテンツの磨き上げ**等の取組を支援。
- ④農福連携型
農福連携の普及啓発、**障害者等の農林水産業に係る技術の習得**、**専門人材の育成**等を支援。

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型
農林水産物加工・販売施設、**地域間交流拠点**等の整備を支援。
- ②農泊推進型
農泊の推進に必要となる**古民家等**を活用した**滞在施設**等の整備を支援。
- ③農福連携型
農福連携の推進に必要となる**障害者等が作業に携わる生産施設**等の整備を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う



支援手続スケジュール（予定）

以下のリンクをご確認ください。

（地域活性化型）

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-146.pdf>

（農山漁村発イノベーション創出支援型、産業支援型）

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/shien-22.pdf>

（定住促進・交流対策型）

https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-7.pdf

（農泊推進型）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku_jigyo_gaiyo.pdf

（農福連携型）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien_seido-23.pdf

（公募情報等）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html#osirase

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-3502-5946

農山漁村振興交付金のうち

農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

令和6年度予算額：
8,389百万円の内数

概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。

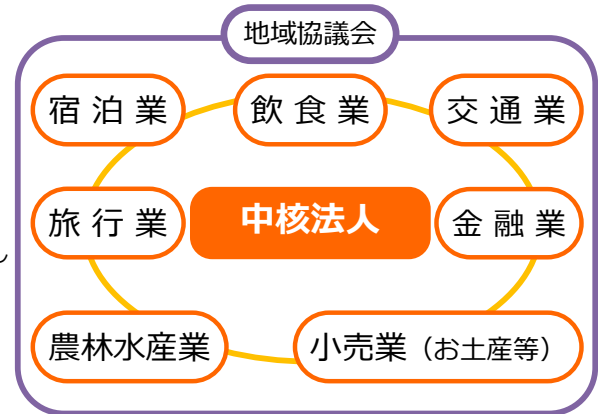
事業イメージ

<農泊（農山漁村滞在型旅行）>



<農泊推進体制>

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。
（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）



【ソフト対策】

農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

【ハード対策】

農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

対象者

- ソフト対策：地域協議会等
- ハード対策：（1）市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等
（2）農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体

対象事業（次頁へ続く）

1. ソフト対策

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

- 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援
- 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援
- 人材活用事業（研修生タイプor専門家タイプ）



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

対象事業

(続き)

2. ハード対策

(1) 市町村・中核法人実施型

農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。

(2) 農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合、加算措置あり）。



古民家を活用した滞在施設

支援内容

1. ソフト対策

(1) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年）

(2) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））

(3) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年等）

2. ハード対策

(1) 市町村・中核法人実施型

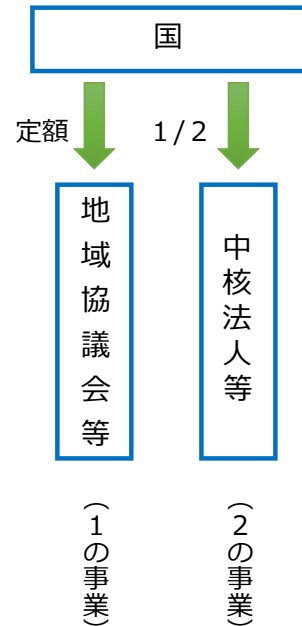
事業期間：上限2年間

交付率：1/2（上限2,500万円※）※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円

(2) 農家民泊経営者等実施型

事業期間：1年間

交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）



昨年度からの変更のポイント

地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価の引き上げや宿泊予約システムなどDXによる経営コストの節減等による高付加価値化に向けた新たな取組への支援するため、農泊推進事業に「農泊地域経営強化タイプ」を創設（既存のメニューは「農泊地域創設タイプ」と位置づけ）。これに伴い、「農泊地域高度化促進事業」は廃止。

農泊の立上げに必要な専門人材活用を支援するため、人材活用事業に「専門家タイプ」を創設（既存のメニューは「研修生タイプ」と位置づけ）。

支援手続スケジュール（予定）

公募時期：例年2月頃（令和6年度公募は受付終了。追加公募は未定。）

詳細はwebサイトに情報を掲載。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946